

大桑村公共工事の中間前金払に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の中間前金払に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の範囲)

第2条 中間前金払をする対象工事は、当初請負代金の額が 50 万円以上の土木、建築に関する工事とする。

(中間前金払の額の割合)

第3条 中間前金払をする額は、請負代金の額の 10 分の 2 以内とする。
ただし、中間前金払をした後の前金払の総額は請負代金の額の 10 分の 6 以内とする。

(公告及び通知)

第4条 中間前金払をするときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大桑村財務規則（昭和 55 年規則第 7 号）第 106 条の規定により公告又は同施行令第 167 条の 12 及び同規則第 117 条の規定により通知するものとする。

(契約約款)

第5条 中間前金払をするときは、建設工事請負契約約款に中間前金払の事項を設けるものとする。ただし、建設工事標準請負契約約款で契約する場合、建設工事標準請負契約約款第 34 条（B）とすること。

(中間前金払の認定)

第6条 村長は、受注者から中間前金払認定請求書（様式第 1 号）の提出があり、次に掲げる要件について適当であると認めるときは、速やかに中間前金払認定書（様式第 2 号）を受注者に交付する。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工事工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) すすでに行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の支払い)

第7条 受注者は、中間前金払請求書（様式第 3 号）に中間前金払保証証書を添付して請求するものとし、村長は請求を受けた日から 14 日以内に支払うものとする。

(部分払との併用)

第8条 中間前金払は、部分払と併用できる。ただし、同一会計年度にお

いて、部分払を受けた後には中間前金払を請求することができない。

- 2 前項の規定により支払う部分払の額は、次の式により算定する。ただし、請負代金相当額とは、建設工事標準請負契約約款第 37 条に定める額とする。

部分払の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ （9/10－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金の額）

- 3 2回目以降の部分払の請求をする場合は、前項の式中「請負代金相当額」から「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、村長が別に定める。